

広域入所について



- ★ 里帰り出産や保護者の方の勤務地の都合などにより、住民票がある自治体とは別の自治体の保育施設を利用できる制度をいいます。
- ★ 教育認定(1号認定)を希望する場合は、施設へ直接お問い合わせください。
- ★ 原則は居住地の市民が優先です。

注意

利用調整の結果、入園が決まった場合は
最長で入園日が属する年度の3月末日までの入園となります。
翌年度以降も継続して保育施設の利用を希望する場合は、
改めて利用申込をし、利用調整を受けていただく必要があります。
その結果、利用保留となり翌年度以降の継続利用ができない場合があります。

和歌山市在住で、市外の保育所等を希望する場合

【申込手順】

① 利用したい自治体への連絡

- ・広域申込みが可能かどうかの確認
(市外在住者の申込みができない自治体もあります)
- ・入所申込締切日の確認
- ・その他、入所申込に関しての注意点の確認

② 和歌山市へ申込書類の提出

- ・利用したい自治体の申込締切りの2週間前までに
和歌山市に申込書類を提出してください。

※必要書類はこちら



市外在住で、和歌山市の保育所等を希望する場合

⚠️ 対象者

- ・保護者の就労先が和歌山市内で職場の始業時刻と園の開園時刻の関係から、居住地以外の園でないと預けられない場合
- ・里帰り出産に伴い帰省先で預ける場合(産前産後2か月間)

※0・1・2歳児は保護者が和歌山市内の保育所等で保育士として勤務する方に限ります。
ただし、退職した場合はただちに退園となります。(退職日が属する月の末日)

★和歌山市民の利用調整を行った後に空きのある保育施設について、利用調整を行います。

【申込手順】

- ① 和歌山市に広域入所したい旨を問合せ(073-435-1064)
↓
・申込期限等の確認
- ② 住民票のある自治体の申込申請必要書類を取り寄せ
(利用希望園の見学にも行ってください)
↓
- ③ 住民票のある自治体に必要書類を提出
(和歌山市の申込締切りの2週間前厳守)
↓
- ④ 利用調整の結果は、住民票のある自治体を経由して通知します

すでに広域入所をご利用の方

・申請した時の状況に変更が生じた場合(引っ越し・就労時間や場所の変更)は住民票のある自治体に申し出てください。

・次年度も継続を希望する場合は、再度申請は必要になります。

希望する施設の属する自治体の4月入園の締切りを確認し、
その2週間前までに記載の申込手順にそって手続きしてください。